

市民公益活動に対する新たな取り組みについて

1 検討の方向性

今後、横須賀市において厳しい財政状況が想定されるため、限られた予算の範囲内で、市民公益活動を長期的に下支えできる仕組みづくりについて、検討する必要があります。

限られた財源を効果的に使うため、市民公益活動ポイント制度のように広く一般に裾野を広げる制度とは視点を変え、目的や対象を絞ることで、市民公益活動に対し確実な支援ができる仕組みとすることを想定しています。

2 取り組みの目的と対象

現在活動している個人や団体が、活動を継続するための下支えとなる取り組みが理想です。市民公益活動の実施が見込まれる団体や個人にとっても、有効なものであればより良いと言えます。

3 取り組み内容（案）について

（1）

事業名称	市民活動促進研修受講料奨励金（仮称）		
事業概要	かながわコミュニティカレッジが主催する講座を受講する横須賀市民に対し、奨励金を交付する。		
予算	20 万円（仮）	財源	NPO 支援基金 （よこすか元気ファンド）
申請資格	かながわコミュニティカレッジにおいて対象の講座を受講した横須賀市民 ※市税に滞納がある場合を除く		
交付件数	先着順で、予算の範囲内で上限に達し次第受付終了 （申請回数に制限を設けず、5 年間の時限措置とする。）		
奨励金額	講座主催者に払い込んだ受講料の全額相当 （1 講座あたり 2,000 円～15,000 円程度）		

メリット

- 受講料の負担をなくし受講しやすい環境を整えることで、活動における課題のヒントを得、今まで以上に質の高い市民公益活動の展開が望める。
- 講座受講によって得た知識や教養を、活動に活かし発展させ、地域に還元することができる。

デメリット

- 受講人数は数字となるが、その後の効果を測定しにくい。
- 会場が横浜市のため受講場所に距離がある。

(2)

事業名称	広報活動支援補助金（仮称）		
事業概要	市民協働推進補助金の交付を3回受けたOB団体が、引き続き事業を続けるあたり、広報・PRに係る費用に補助金を交付する。市民協働推進補助金ほどの上限ではなく少額を想定。		
予算	50万円（仮）	財源	NPO支援基金 （よこすか元気ファンド）
申請資格	市民協働推進補助金及び平成30年度以前の特定非営利活動法人補助金（一般寄付分）の交付を <u>3回</u> 受けた団体。		
交付件数	先着順で、予算の範囲内で上限に達し次第受付終了 （申請回数に制限を設けず、5年間の時限措置とする。）		
補助金額	制度において市が定める広報活動に要する経費の1/2で、上限5万円（千円未満切捨て）		
対象となる 広報の費用	・印刷費（パンフレット、ポスター、冊子 等） ・広告掲載費 ・動画作成費 等		
対象となる広報内容		対象とならない広報内容	
・団体の活動内容の広報 ・団体の行うイベント等についての広報 ・団体の会員募集の広報		・会員向け会報誌（対外的でないもの） ・特定の宗教・政治等について触れたもの ・その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないもの ※個人情報や個人の写真の掲載については、十分に配慮すること	

メリット

- 活動の理解や寄付賛同等について、課題を抱えている団体の支援につながる。
- 少額だが形式審査のため、申請のしやすさがある。

デメリット

- 団体の自立支援に繋がりにくい